

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

制定 平成24年5月25日

改正 令和3年6月25日

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人旭川市公園緑地協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号 以下「一般法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (役員等の報酬の支給)

第3条 協会は、常勤役員の職務執行の対価として、役員報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、別表第1（常勤役員報酬表）のとおりとし、各々の報酬月額は理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。
- 3 非常勤役員の報酬の額は、理事会等会議出席の都度、1日あたり10,000円を支給する。
- 4 評議員の報酬の額は、評議員会等会議出席の都度、1日あたり10,000円を支給する。
- 5 監事が監査を行ったときは、1日あたり10,000円を役員報酬として支給する。
- 6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、定款第32条及び一般法人法第194条における決議の省略による議決権を行使したときは、会議に出席したものとみなし、同項に規定する報酬を支給する。

### (役員報酬の支払い)

第4条 役員報酬の支給日、支給方法に関することは、公益財団法人旭川市公園緑地協会給与規程（以下「給与規程」という。）第7条第1項及び第23条、第23条の2の規定を準用する。

### (役員報酬の減額)

第5条 常勤役員が、月の途中で就任又は退任したときは、その月の総日数を基準とした日割計算とする。

- 2 前項の計算に円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

### (特別手当)

第6条 毎年11月1日（以下「基準日」という。）現在に在職する常勤役員に対し、特別手当を支給する。

2 特別手当の額は、別表第2（常勤役員特別手当表）のとおりとする。

3 特別手当の支給日は、11月15日（その日が日曜日に当たるときはその前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）とする。

4 特別手当の支給方法は、給与規程第23条及び第23条の2を準用する。

（退職慰労金）

第7条 役員等が退任した場合には、退職慰労金を支給しない。

（費用弁償）

第8条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等が協会の用務のために旅行する場合の旅費の支給については、公益財団法人旭川市公園緑地協会旅費規程に基づき支給する。

（派遣役員等の取扱い）

第9条 旭川市からの派遣職員が常勤役員に就任した場合の役員報酬については、この規程にかかわらず、旭川市と協会において締結する派遣協定等の取り決めによるものとする。

2 旭川市職員（特別職を含む。）が非常勤役員及び評議員に就任した場合の役員等の報酬は、第3条各項の規定にかかわらず、これを支給しない。

3 役員等が企業、団体等の役員等を兼務している場合で、その企業等の方針等で報酬の受け取りが禁止されている等の理由により、当該役員等からの申し出があり、理事長が妥当と認めた場合は、第3条各項の規定にかかわらず、これを支給しないことができる。

（規則の改正）

第10条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、協会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年度定時評議員会（令和3年6月25日）終結の時から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員報酬表

(単位：円)

常勤役員 号	理事長	副理事長	常務理事	理事
	役員報酬月額	役員報酬月額	役員報酬月額	役員報酬月額
1	300,000	260,000	240,000	200,000
2	320,000	280,000	260,000	220,000
3	340,000	300,000	280,000	240,000
4	360,000	320,000	300,000	260,000
5	380,000	340,000	320,000	280,000
6	400,000	360,000	340,000	300,000
7	420,000	380,000	360,000	320,000
8	440,000	400,000	380,000	340,000
9	460,000	420,000	400,000	360,000
10	480,000	440,000	420,000	380,000

別表第2 常勤役員特別手当表

(単位：円)

常勤役員	特別手当額
理事長	120,000
副理事長	100,000
常務理事	80,000
理事	60,000